

議案第 82 号

石岡市表彰条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市表彰条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

平成 29 年 11 月 28 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

教育長の任期が満了することに伴い、常勤の特別職となる教育長を表彰の対象者として定めるため。

## 石岡市表彰条例の一部を改正する条例

石岡市表彰条例（平成17年石岡市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

### (4) 教育長

第5条中「退職したとき」の次に「，又は教育長の職に9年以上在職した者が退職したとき」を加え，「これを」を「，これを」に改める。

### 附 則

この条例は，平成29年12月20日から施行する。